

## 別記第8号

地すべり等防止法施行令の施行に伴う通牒を発するに当つて考慮すべき趣旨

昭和33年5月1日

建設省  
農林省  
通商産業省

- 1 地すべり等防止法施行令（以下「令」という。）第4条第1項第2号に該当しない地下水の吸上げのうち、収水深度が地表から一定距離以上のものについては、地すべり防止区域の指定に際し主務大臣が示すところにより、地すべり等防止法（以下「法」という。）第18条第1項の許可を要しない行為と解釈すること。
- 2 法第18条第1項第2号の行為のうち、水の浸透しない地質の土地におけるボーリングまたは水の浸透を防止する工法を用いるボーリングについては、一般的には軽微な行為と認められるから、許可にあたってはその旨を十分考慮するものとすること。
- 3 令第5条第3項第1号の掘さくには、原則としてボーリングを含まないものと解釈すること。
- 4 河川法の適用を受けない電気工作物の工事について法第18条第1項の許可の申請があった場合には、あらかじめ、所轄の通商産業局長に十分連絡し、その意見を反映するよう措置するものとすること。
- 5 電気工作物実施に関し、法第18条第1項の許可を必要とする場合は、当該工事の実施計画に基いて一括して許可申請することを認めるものとし、同項の処分も一括して行うよう手続の簡素化、処分の迅速化を図ること。
- 6 電纜、発電用導排利管については、令第4条第1項第3号に規定する「その他これらに類する物件の埋設」として取扱うよう運用すること。